

三重県農泊推進ネットワーク会議設置要領

令和4年3月1日制定

1 趣 旨

三重県では、県内の農山漁村地域において、地域の農林漁業に根ざした豊かな資源を活用した滞在型観光として、旅行者を地域ぐるみで受け入れる農泊・渚泊（農山漁村滞在型旅行）を推進している。

この取組には、農林漁業者のほか、旅行業や宿泊業、飲食業など多様な主体が連携して取り組むことが重要であり、また、農泊地域等のネットワーク組織の構築や、農泊実施地域を選定・支援することで、農泊・渚泊に取り組む地域の裾野の拡大等や農山漁村の所得向上、雇用増大及び地域の活性化を図る必要があることから、三重県の農泊地域のネットワークをさらに広げるための会議を開催することで、農泊・渚泊の取組を一層推進する。

2 名 称

この会議は、三重県農泊推進ネットワーク会議（以下「本会議」という。）と称する。

3 協議事項

本会議は、三重県における農泊・渚泊の推進に向けて県内関係機関・団体及び農泊地域等のネットワーク化や農泊・渚泊に取り組む地域の裾野の拡大等を図るほか、こうした取組の推進に当たって必要な事項について協議する。

4 農泊実施地域選定会議

農泊実施地域を選定するため、本会議に別表1に掲げる者で構成する農泊実施地域選定会議を置く。

5 参集範囲

(1) 支援会員

三重県（農林水産部農山漁村づくり課、雇用経済部観光魅力創造課）

(2) オブザーバー

国土交通省中部運輸局観光部、農林水産省東海農政局農村振興部

(3) 農泊地域

平成29年度（2017年度）以降、国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）事業に採択された地域協議会等の事業実施主体のうち、本会議に参加を希望する機関・団体

(4) 農泊実施地域

農泊・渚泊の取組を既に実施している地域、又は、これから取組を強化するため農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の事業採択を目指す地域で、別記第1号様式の参加申込書（農泊実施地域）を提出した者のうち農泊実施地域選定会議に

において別表2で掲げる要件を全て満たすと確認された者。

(5) 賛助会員

本県における農泊・渚泊の取組に賛同し、支援いただける企業、
団体及び個人で、別記第2号様式の参加申込書（賛助会員）を提出した者。

6 会 議

本会議は必要に応じて三重県農林水産部農山漁村づくり課長が招集する。
また、各構成機関・団体が農泊・渚泊に関する会議や研修会等を開催する場合は、当該構成機関・団体間で随時情報提供するものとする。

7 庶 務

本会議の庶務は、三重県農林水産部農山漁村づくり課が処理する。

(別表1) 農泊実施地域選定会議 構成機関・団体

三重大学生物資源学研究科
日本農業新聞中部支社
四日市大学総合政策学部
名古屋学院大学商学部
名鉄観光サービス(株)

(別表2) 農泊実施地域の選定要件

- ア 宿泊、食事、体験の三つのサービスを提供できること。
- イ 個人の活動ではなく、多様な構成員で取り組む体制を有すること。
- ウ 地域の農林漁業に裨益すること。